

令和元年度第1回文化財保護委員会会議録

日 時：令和元年5月17日（金）
午後2時30分から
場 所：金津本陣 IKOSSA 3階
市民文化研修センター研修室1

（日程）

1. 文化学習課長あいさつ
2. 委員長あいさつ
3. 議題
 - （1）平成30年度文化財保護事業報告
 - （2）令和元年度文化財保護事業の今後の見通しについて
 - （3）本年度文化財指定案件の検討
 - （4）その他
 - ・あわら市指定文化財の名称変更について（史跡・多賀谷左近の墓）
 - ・あわら市指定文化財の指定区分変更等について
4. 閉会

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長谷川裕子	藪内 昭男
川波 久志	藤川 明宏	由水 勇	長谷川 勲

（欠席委員）

なし

（事務局）

文化学習課長	岡田 晃昌	郷土歴史資料館館長	佐藤 雅美
資料館館長補佐	橋本 幸久	資料館学芸員	九千房英之
資料館学芸員	近藤 可奈		

【文化学習課長あいさつ】

【委員長あいさつ】

会 議

【議題】 議題1：平成30年度文化財保護事業報告

(事務局より平成30年度事業について説明)

委 員：市内の文化財説明看板改修を5カ所を実施とあるが、他にも改修するところはあるのか。

事務局：北陸新幹線開業までに必要な改修を全て行いたいですが、予算の関係で難しい。ただ、平成30年度は当初3カ所改修の予定であったが、2カ所追加で5カ所となった。今年度は2カ所を実施予定。今後、補助金があればそれを活かして進めたい。

委 員：4年後の新幹線開業までにどこまで整備を行うのか、ある程度の予測を立てておく必要がある。

事務局：全体で30カ所前後の改修を予定している。看板の中身を入れ替えるものもあるが、外国人に対しての多言語化の対応も視野に入れて進めている。新幹線開業までに極力全て改修し、観光客や外国人に見やすいものに変えていきたい。

委 員：優先順位をつけて行うべきではないか。

事務局：昨年度は特に傷んでいるものから改修を行い、国指定史跡の吉崎御坊跡、県指定建造物の本荘春日神社本殿から順番に行った。

委 員：新たに指定となったものに関しても、看板を設置していくのか。

事務局：昨年度は新市指定の細呂木製鉄遺跡に看板を設置した。

委 員：数は少なくともある程度継続して看板を改修していく予算をとったほうが良いのではないか。

事務局：昨年度から北陸新幹線の開業までに終わるように計画を立てていたが、要求どおりには予算がついていない。

委 員：文化財そのものをまちづくりに活かしていくことは大きなテーマになっているから、もう少し強気でもいいのではないか。

事務局：細呂木製鉄遺跡も多賀谷左近の墓も地元が盛り上げていき、それに対して市役所が助成するという形が2年くらい続いている。このように地元と一緒に予算を獲得していきたい。

議題2：令和元年度文化財保護事業の今後の見通しについて

(事務局による説明)

委 員：桑野遺跡は奈良時代まで続いていたのか。

事務局：出土遺物にはもっと新しい時代のもある。ただ明確に遺構と連動してはいない。

委 員：研究すると面白いのではないか。

事務局：遺跡は、調査後に丘陵本体を取り壊しており、現存しない。そのため、

記録保存として発掘調査報告書を出す必要があった。

委員：県指定に向けた調査依頼について、計画はどうなっているのか。

事務局：基本的には、ほぼ調査が終わっているものが多い。龍澤寺文書は一昨年長谷川先生に協力していただき、まとめたものを県に提出した。東山神明神社の阿弥陀如来坐像と北本堂の十一面観音像は6月3日、県文化財保護審議委員の井上先生に別件とともに見ていただく。それから審議にかけるかどうか判断する。

委員：県の指定にしようとしたら、市のほうから申請をしなければならない。

事務局：最近では、まず現地調査をすることになっており、現地調査の依頼を地元、所有者からいただき、市を通して県に提出している。県の審議委員が提出されたものから選んでいるようだ。それが通ると申請書を提出することになっている。全く相談なく提出するのではなく、関連のある人に打診したうえで提出している。

委員：市から県に提出しているのか。

事務局：市を経由して提出している。

委員：龍澤寺文書と東山の神明神社阿弥陀如来坐像は、市の指定になっているのか。

事務局：阿弥陀如来坐像は市指定になっているが、龍澤寺文書は市の指定にはなっていない。所有者から市に調査依頼があり、市から県に進達している。

委員：福井市でも調査依頼を出す前に下調べをし、県としても市の依頼を受けて事前に調査をして、県指定にしても良いものに調査依頼を出している。調査依頼を出された後にだめとは言いきれないため、あらかじめ話をしてから調査依頼を出すようになっている。

事務局：本市でも取り下げとしないようにしている。

委員：龍澤寺文書が本当に県指定に値するものであるならば、先に市指定になっていなければならない。

事務局：以前は、指定に前向きではなかったが、少しずつ指定に前向きに対応してもらえるようになった。そうした中で、龍澤寺文書は、福井県内では珍しい中世文書も含まれているので市指定にとどまらず、県指定まで働きかけても良いのではないかという判断をした。

委員：神宮寺城跡の測量も地元からの要望か。

事務局：地元から指定にできないかという打診があったため、調査を行うことになった。

事務局：地元としては地域に点在している観光資源を用いてウォーキングツアーを組むという将来構造をもっている。そのためにまず調査を行い、市史跡指定を目指す。そして、地元と市が協力して見学路等の整備を

したり、ベンチを設置したりということを地元が構想している。それに対して、市で調査をするという方針になった。

委員：市ではまちむらときめきプランを策定しているが、この事業によって各地域がこのような案件を出してきた場合、対応できるのか。

委員：観光に寄与するまちづくりだけではなく、市として指定文化財にするべきものをこの委員会で取り上げた方が良い。地元から指定の話があがってくるのはよいと思うが、あがってきたというだけで、指定にするのではなく、あがってきたものをこの委員会で審議するべきである。

委員長：それはこの後の議題にも絡んでいる。

事務局：この後の議題として挙げているため、後程意見をいただきたい。

神宮寺城に関してはすでに地形測量に予算を取っており、6月の入札に向けて準備を進めている。

委員：横山古墳群の整備の検討について、横山古墳群は県指定の史跡であるので本来は県が整備を行うのではないかと。課内での調整だけでなく、県とも打ち合わせが必要ではないかと。

事務局：横山古墳群は国指定を目指すことも考慮しているため、まずどのような方向で進めていくのかということ市で決める必要がある。

委員：市として国指定にできないかということ県に主張すべきである。

事務局：指定時期が古いため、調査もしなければならない。

委員：部分的にしか指定されていないので指定の範囲を広げたほうが良い。

委員：松くい虫の対策について、樹幹注入は木の幹に穴をあけてマツガードなどの薬剤を入れるものであるが、施工する際、きちんと穴をあけて行うように業者に念を押したほうが良い。入り方が甘いと逆に木を傷めてしまうことがある。これは入札で行うのか。

事務局：前は坂井森林組合が行った。今回は指名入札で行う予定である。

委員：業者の選定はしっかりと行い、きちんとやってもらうようにしたほうが良い。

議題3：本年度文化財指定案件の検討

(事務局より説明)

委員長：今のことについて事務局から何かありますか。

事務局：今年度の指定案件として全て調査できれば良いが、全部はできない。この中から1、2件くらいを調査対象として今年度の指定案件として検討したい。その中で地元から調査依頼があったものは回答する必要があるため、審議の中で保留とするのか、調査継続とするのかをご審議いただければと思っている。

委員長：今、指定文化財候補として7件挙げられているがこれについてみなさ

んどのようにお考えか。このうち地元より調査依頼があったものはどれか。

事務局：(1) 宮谷八幡神社石造鳥居、(4) 宮谷八幡神社石造狛犬、(6) 神宮寺城跡、(7) 二面日吉神社の連理木です。

委員長：調査依頼はないが、挙げたものは事務局の判断で挙げたのか。

事務局：はい。

委員：(1) 建造物は高さが 1.8m と背が低く古手のものと考えられる。元禄十三年のころのものはかなりあるのか？

事務局：あわら市内で少なくとも 5、6 基はある。これが最古のものではない。一番古いもので貞享五年のものが井江葎と細呂木に一つずつある。もっと新しい江戸時代のものも含めると 10 基前後ある。

委員：これは高さが 1.8m と小さいのが気になっている。ただ、元禄級のものには他にもある。地元から依頼があったのなら一度見に行く必要がある。

事務局：それでは、調査を行う方針で良いか。

委員：私は(1) 建造物の鳥居は保留が良いと思う。保留とし、事務局のほうで将来的には調査してまた候補に挙げられると判断したら挙げれば良い。

委員長：今は他に事例があるということで、ここで調査となると指定という話が出てくる。少し様子を見たほうが良いと思う。

事務局：今回は、他の事例も含めての検討になるため、今年度すぐには調査できないという回答をしたい。

委員：事務局で調べるといふ形をとると良いと思う。

委員長：2 番目の彫刻の願泉寺について。

委員：願泉寺の阿弥陀如来立像は一度お寺で正面から拝見した。12 世紀の平安時代終わり頃に造られた阿弥陀如来立像と比較して、姿形、作り方等を推定した結果、平安時代末でほぼ間違いないだろう。ただ、目に水晶が入っていて、鎌倉時代に入るかもしれない。水晶は後付けの可能性もあるので確認が必要。願泉寺は、指定を望んでいるわけではないのか。

事務局：まだ、指定の話はきちんとしていない。もし、今年度進めるとなれば一度願泉寺とお話をした上で進めることになる。願泉寺は現在浄土真宗のお寺だが、もともとは天台宗のお寺。創建時期が仏像の時期とほぼ同じで平安時代の末頃という伝承もっている。お寺の本堂も含めてきちんと調査を行うとおもしろいのではないかと考えている。金津の街中は福井震災で倒れ、潰れたお寺や建物が多くほとんど残っていない。願泉寺は免れたお寺のうちの一つである。

委員：調査して市の指定になりそうか？

委員：まだ調査はしていないが、市の指定には十分なると思う。

委員長：本堂はひょっとすると伊井大工を使っているのではないかと思う。本堂そのものにも興味がある。

委員：願泉寺は歴代有馬家。本多家が改易され有馬家が入ったとききたお寺なのか？

事務局：お寺自体は、かなり前からある。ただし、ご住職が入れ替わったかどうかについてはきちんと聞いたわけではないので分からない。お寺自体は古い由緒をもっている。

委員：たしか住職は延岡から糸魚川に行ってそれから丸岡に行った。そのときかと思った。

委員長：今の段階で、これは指定に向けて調査候補として挙げておきたい。よろしいですか。3番目の古文書についてはどうか？

事務局：県史に載っている分は、ある程度把握している。

委員：現物は見たことがない。県史で見た限りでは、朝倉氏の奉行人奉書があるのが珍しい。

事務局：この時期の合わせたものだと、あわら市では本荘の西大連家、東大連家の両方があるが、数が膨大で一朝一夕にはいかない。

委員：大連家は、二つ同時に進めたほうが良いと思う。御前神社文書の所有者とは連絡がついているのか。

事務局：こちらは、相葉神社の件でいろいろお話しする機会があった。あわら市は、指定文化財の中で古文書だけがまだ無い。御前神社文書は、80点ほどのため、手近でできそうなところから始めた。

委員：これは調査に行くのか。

委員：調査させていただけるのであれば行く。

事務局：県史に載っている点数は多くない。おそらく県文書館のマイクロフィルムでとっているものがほとんどになる。実際にきちんと残されているのかを確認する。

委員長：この委員会では指定に向けての調査候補として挙げておきたい。4番目の歴史資料として宮谷の石造狛犬についてはどうか。

委員：これの銘文はどこにあるか。

事務局：狛犬の裏に銘がある。ほかにもいくつか事例がある。大野市のもので真裏に銘があるものがある。あわら市では唯一これだけになる。

委員：笏谷石製ではないのか。

事務局：笏谷石製ではなく、どうも砂岩のようである。ここだけではなく加賀市にもこれに近い事例がいくつか散見される。ここの特産というより国境地帯全般で作られていたか、配布されていたものらしい。

委員：今指定されている他の二体の狛犬は笏谷石か。

事務局：今指定されているものは、全て笏谷石製である。

委員：それは、いつごろのものか。

事務局：県指定の沢が永正 12 年（1515）になる。市指定は仏徳寺が天文 13 年（1543）、根上は元禄 14 年（1701）、伊井の白山神社が文化 13 年（1815）になる。

委員：これは、今まで指定されている小さい狛犬とは系列が違う。

事務局：様式も若干違う。

委員：これだけ小さいもので銘が入っているものはあまりないのか。

事務局：少ない。

委員：1 番の鳥居と同じで他のものも含めて調査するという形で良いか。

事務局：では、こちらは二つ合わせて一度調査ということにしたい。

委員長：5 番目の民俗の北潟祭はどうですか。

委員：2 年前に、調査で実際にお祭りを見た。その前に県で行った祭行事調査でも調査されている。ここにもある通り、神仏習合でお神輿がお寺にあり、いくつかの集落に行き神社に一旦置くというお祭り。お祭り自体がおもしろいため指定したいが今年は調査に行くことができない。

事務局：それならば、これも保留にして次の最有力候補としておく。あわら市は民俗文化財が非常に薄い。しっかりした形で残っている行事はきちんと保護していったほうが良いと考えている。

委員長：今年度は、まだ調査は行わないが継続とする。

6 番目は先ほど説明がありました、神宮寺城跡。

委員：これは指定に向けて測量するというので、市の指定の史跡にしたら良いと思う。そのときには所有者の同意が必要になる。範囲も確定しなければならぬ。測量はどのような測量をするのか。

事務局：ドローンでレーザー測量を行う。今から入札して、文化財を扱っている測量会社に委託して実施する。

委員：これは指定に向けて測量を進めて行って欲しい。

事務局：測量をした後に、水野先生や去年神宮寺城について講演いただいた南洋一郎先生にお願いして範囲確定をし、最終的には地元同意書を取り付けることになると思う。地元では管理団体を自分達で立ち上げる予定である。

委員長：神宮寺城は指定に向けて動いているということで。続いて連理木についてはどうか。

事務局：二面日吉神社の連理木について藪内先生から説明をお願いしたい。

委員：本来の連理木は、二本の木が上方で枝と枝が連なっているものである。一本の木の枝が二本に分かれ、上部で合着しているものも日本では連理木と呼ばれている。連理自体は珍しいものではない。福井県内の神

社仏閣等でよく知られた連理木はない。日吉神社の連理木はスダジイの椎の木で形状が真四角になっている。自然には真四角になることはないなのでその点がおもしろい。年輪を数えてみたところ 80 年から 90 年で 100 年は超えていない。連理木で文化財指定を受けているものを調べてみたところ、連理だけではなく、相当珍しいまたは木が大きいということで指定されているものがほとんど。下賀茂神社、榊の連理木などは文化財と言わず、単に珍しいということのを売りにしてパワースポットみたいにしてしている。これらを考えると文化財としては学術的にどうかということになると難しいので保留がいいと思う。

委員長：保留という意見が出ているがどうか。

事務局：保留で良いかと思う。

委員：まちむらときめきプランにうまく乗せることはできないのか。

事務局：すでに地元ではまちむらときめきプランで補助金を申請すると言っている。無理に文化財に指定しなくても地元の宝としてまちむらときめきプランを活用してもらえれば良いと思う。

委員長：ただいま、事務局から 7 件挙がってきている。令和元年度に指定に向けて調査するものは願泉寺の仏像、御前神社の古文書、神宮寺城跡の 3 件。宮谷の鳥居及び狛犬、二面の連理木の 3 件は保留、民俗の北潟祭については次年度以降に継続していく。

今年度は 3 件調査ということになるか大丈夫か？

事務局：願泉寺、御前神社に同意がとれるかどうか確認したいと思う。同意がとれればメール等でご報告させていただく。神宮寺城跡は地元の要望があり、測量調査の予定も入っている。

委員長：願泉寺、御前神社からは要望が挙がってきていないのか。

事務局：はい。

委員長：願泉寺、御前神社から同意がとれたら、それぞれの委員の先生を中心に調べていただくということによろしいか？

事務局：その形にさせていただきたい。

議題 4：その他

- ・あわら市指定文化財の名称変更について（史跡・多賀谷左近の墓）
（事務局による説明）

委員長：確認だが、現在は多賀谷左近の墓か。

事務局：はい。

委員長：墓というとお墓そのものを指すと理解されがちだから、広さを含めた墓所という言葉が良いだろうというのが名称変更の起こりだと思う。

委員：泰経は関係ないのか。

事務局：もうひとつ宝篋印塔があるが、だれのものか分からない。

委員：正確性でいうと「越前多賀谷氏の墓」だろう。多賀谷家は本家が秋田にある。

委員：国の史跡は「何々家墓所」になっている。氏ではなく家。

委員：家となると一代だけではなく二代三代あると家になると思う。

委員：「多賀谷左近三経の墓所」が良いと思う。墓所の中に供養塔があったり、本当は関係ないが他のものがあったりする。多賀谷家の墓所というと他にもたくさんある。左近三経とした方が分かりやすい。

事務局：そうすると、昨年指定したのが多賀谷左近三経石廟であるので、名称を多賀谷左近三経の墓所とする分かりにくいのではないか。ほかのみなさんはどうか。

委員：多賀谷家は泰経のあと各地に行っていて、その墓所がある。

事務局：群馬にもある。

委員：発祥の地にもあるか。

事務局：下妻にある。あそこには三経系統だけでなく、多賀谷家が分かれる前のものがある。

委員：だから、ここは三経の墓である。

委員：多賀谷左近がいたのは20年くらいか。

事務局：それくらいです。

委員：あとは別の場所で多賀谷家が存続している。

委員：石廟の名称と混同してしまう。

委員長：多賀谷左近三経石廟があり、こちらは墓所。かえって、多賀谷左近や多賀谷家とするよりも同じように多賀谷左近三経として、ひとつは石廟、ひとつは墓所とするのが良いのでは。

委員：「の」がいないのではないか。

委員長：「の」をとり、「多賀谷左近三経墓所」では。

委員長：墓所であり、石廟であるということで良いのではないか。

事務局：現在の案内看板は多賀谷左近三経公墓所で建っている。

委員：そう書いてあるならば、地元の人でも違和感がないのではないか。

事務局：みなさんそれでよろしいでしょうか。「多賀谷左近三経の墓所」から「の」をとり、「多賀谷左近三経墓所」で地元に同意を取り、今後正式に史跡の名称変更の手続きを行いたい。

・あわら市指定文化財の指定区分変更等について
(事務局による説明)

委員：おかしなところがあるならば、どれをどのようにしたいのか事務局の案を出してほしい。

事務局：案としては雨夜塚を歴史資料、櫛の石塔を建造物、吉崎山古絵図と金津溝江落城之図は指定解除が相当ではないかと考えている。

委員：吉崎山古絵図と金津溝江落城之図は資料館で持っているのか。

事務局：郷土歴史資料館で保管している。

委員：持ち主が個人の場合、解除するのは難しい。

事務局：福井市では解除の事例があるか。坂井市は合併したときにいくつか解除したという話を聞いたことがある。

委員：見直すべき対象はあったが、解除と言い切るまでではないと判断し、そのまま市の指定で引き継いでいる。

委員：解除の規約はどうなっているのか。

事務局：あわら市の文化財保護条例の中に価値を失ったものに対して解除することができるという一文があり、これらは火災や、植物の壊死などしか想定していない。

委員：由水先生はこの絵図が文化財に指定されたときの経緯はご存じないか。

委員：このときは若く、全然記憶にない。志田先生が描かれたものであるが、吉崎山の位置関係や溝江城が落城する様子を多くの人に説明するには都合は良いが、文化財としては難しいものだと思う。

委員：志田先生はここにおられたのか。

事務局：旧金津町時代から保護委員をされていた。

委員：しかも委員長をやられていた。

委員：そのときにこれが指定になったのか。

委員：これが昭和58年に指定となっているから、まだ委員長ではなかった。

事務局：吉崎山古絵図は模写だが、落城図は時代考証による想像図。

委員長：歴史的なタイトルがついているということで、他からも問い合わせがある。ただし、昭和に志田先生が想像的に描かれたものであり、歴史的資料、文化財としては文化財保護委員会でも問題となった。これについては、今回見直して文化財からはずす方向で進んでいるということをご遺族に一度お話ししてみたら、納得してもらえるのではないかと思います。

委員：条例で一旦指定したものを同じ指定した所で解除するという形をとって良いものかという点を見ておいて欲しい。

委員：解除する場合は世間一般に説明ができるようにだけはしておかないといけない。そもそも指定されたときの経緯が分かるのであればそれも含めて。その当時の文化財保護委員会の記録はないのか。

事務局：金津町の資料には会議録などが残っていない。

委員：何で解除したのかという話になるので、経緯を調べたほうが良い。

事務局：しっかりと説明できるような確認、場合によっては条例改正も含めて

対応していきたい。他の櫛の石塔、雨夜塚は、みなさんどう思われるか。あと一つ、漆塗椀は発掘品だが、なぜか工芸で指定されている。

委員：さっきも言ったが、事務局でこれは史跡から歴史資料が相当と思われる、櫛の石塔は建造物、というように事務局で一覧表にしてから議題としてここに掛けて欲しい。

事務局：この件は次回以降に整理して、条例関係も調べて提出したい。

委員長：分野の違いはそれほど大きい問題ではない。とりあえず今は絵図2枚を解除できれば。合併したときに番号の振替を行ったのではないか。

事務局：合併時は、そのまま引き継ぎ、振替等は実施していない。これについてもきちんと番号振替案を作成し、次回に提出したい。その後に指定書が変更になるため、市の指定については再発行し、所有者の方に元のものとの交換という形で出していきたい。

委員長：そういったことも含めて次回事務局案を提出してもらえれば。

事務局：わかりました。

委員長：これで4つの議題が済んだので、これで令和元年度第1回の文化財保護委員会を終了とする。